

令和2年5月27日

職員各位

面会制限の緩和について

病院長

緊急事態宣言の終了に伴い、現在行われている面会制限の一部を緩和します。

1. 面会について

- 1) 面会時間を14時から19時とする。
- 2) 原則1日1回、ご家族一人のみとする。

原則を超える対応については、主治医・所属長に相談し対応する。

- 3) 面会前に受付で体温測定を行い、発熱者(37.5度以上)はご遠慮していただく。
- 4) 面会時間は30分以内とする。
- 5) 面会者、患者ともマスクをする。

2. 面談・認定調査について

- 1) 当面の間、今まで通り1階で面談とする。

3. 6月1日から実施する。